明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕
○公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則（**公正取引委**二）　一

〔告　示〕
○日本国に帰化を許可する件（**法務**一九三）　一
○国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約の附属書Ⅲの改正に関する件（**外務**二三四）　二
○保安林の指定をする件（**農林水産**一五〇九～一五一五）　二
○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**一五一六、一五一七）　二
○農薬を登録した件（**同**一五一八～一五二一）　三
○農薬の登録が失効した件（**同**一五二二）　三
○厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令第五条第二項の規定による農林水産大臣が指定する法人を指定する件の一部を改正する件（**同**一五二三）　四
○高圧ガス保安法第三十五条第一項第一号の規定に基づき、指定保安検査機関を指定した件（**経済産業**一三九）　四
○対馬空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（**国土交通**八八一）　四
○海上における射撃訓練を実施する件（**防衛**一八四～一八九）　五
○海上における射撃訓練等を実施する件（**同**一九〇、一九一）　五
○道路に関する件（**近畿地方整備局**六五）　五
○道路に関する件（**中国地方整備局**五七）　五
○道路に関する件（**九州地方整備局**四四）　五

〔国会事項〕　六

〔人事異動〕
内閣　内閣府　金融庁　最高裁判所　六

〔叙位・叙勲〕　六

〔皇室事項〕　七

〔公　告〕
諸事項　八

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　八

会社その他　九

規則

公正取引委員会規則第三号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十六条第一項の規定に基づき、公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月四日

公正取引委員会委員長　杉本　和行

公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則

公正取引委員会事務総局組織規程（昭和四十年公正取引委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（審査専門官） **第二条の六**　事務総局審査局に審査専門官二百九十三人以内を置く。 ［2～4　略］	（審査専門官） **第二条の六**　事務総局審査局に審査専門官二百九十四人以内を置く。 ［2～4　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この規則は、特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和二年一月七日）から施行する。